

●音更町結婚新生活支援事業について

1 目的

新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進する。

2 補助対象者

- (1) 新婚世帯に属する者であること。
- (2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届が受理されている。
※令和4年度申請分
- (3) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 世帯の所得が400万円未満であること。
- (5) 新生活に係る住宅が町内にあり、新婚世帯の夫婦の双方の住所が当該住宅の所在地となっていること。
- (6) 過去にこの事業における補助を受けたことがないこと。
- (7) 夫婦ともに町税に滞納がないこと。
- (8) 夫婦ともに暴力団員又はこれらの者と密接に関与する者でないこと。

3 補助金の額

1世帯当たり30万円を上限とする。

4 国庫補助

補助率2分の1

5 事業実績

	件数	夫婦とも町外	どちらか町外	どちらも町内	支給総額(千円)
令和2年度	13	5	5	3	3,375
令和3年度	25	10	9	6	7,099
令和4年度	9	3	3	3	2,697

※令和4年度は、11月末現在

6 事業の周知方法

広報おとふけ、町ホームページへの掲載のほか、北海道宅地建物取引業協会帯広支部へ別紙チラシを持ち込み、200を超える協会会員への配布を依頼している。

音更町結婚新生活支援事業

申請期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

対象

以下すべて満たす人

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届出をしている
- ・婚姻届出時に夫婦ともに39歳以下である
- ・夫婦の前年または前々年の合計所得が400万円未満である

※申請時点で離職している場合は所得なしとして扱います。

※奨学金を返済している場合は年間の返済額分を控除できます。

- ・申請時に音更町に住民登録している
- ・町税に滞納がない
- ・暴力団員やその関係者でない

補助上限額

30万円

対象経費

- ・住宅購入費用等
- ・賃貸住宅の家賃・共益費
- ・賃貸住宅契約時費用
- (敷金・礼金・仲介手数料のみ)
- ・引越し費用(業者利用時のみ)

対象経費の支払い期間

令和4年1月1日から令和5年3月31日まで

※補助金は対象経費について支払いをしたことがわかる書類(領収書や通帳の写しなど)をご提出いただいた後に交付します

申請を希望する人は、必ず下記までご相談ください。

Happy Wedding

音更町保健福祉部
子ども福祉課子ども福祉係
TEL 0155-42-2111
内線535